

高齢者虐待防止のための指針

株式会社 H.I.S.A.
訪問看護ステーション LIFE DESIGN

1. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

本事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2. 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷や痛みが生じ、または生じるおそれがある行為を加える事。
また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

行うべきサービスの提供を放棄、放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とし、虐待防止委員会を設置する。

(1) 委員会の役割

- ア. 虐待防止のための指針等の整備
- イ. 虐待防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進
- ウ. 虐待防止に関する担当者の選定
- エ. 虐待予防、早期発見に向けた取り組み
- オ. 虐待が発生した場合の対応
- カ. 虐待の原因分析と再発防止策の検討

(2) 虐待防止委員会の構成員

- ・ 法人代表者
 - ・ 看護師
 - ・ 精神保健福祉士
 - ・ グーループホーム Coeur 管理者
 - ・ 事務長
- その他必要に応じ委員を指名する。

(3) 委員会の開催頻度と記録

- ア. 委員会は年2回開催する。
- イ. 虐待事案発生時等、必要な際は随時開催する。
- ウ. 委員会の会議内容を記録する。

4. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ア. 虐待防止を目的とした研修会を、原則年1回以上及び職員採用時に実施する。
- イ. 研修を通じて人権意識、知識の向上に努める。
- ウ. 実施した研修内容及び開催日時、出席者の記録を保管する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ア. 虐待が発生、または発生の疑いがある場合は、速やかに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。
- イ. 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- ウ. 虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- エ. 虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する事項

- ア. 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は高齢者虐待防止担当者とする。
- イ. 職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- ウ. 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じ関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族について、利用可能な権利擁護事業等の情報提供を行うとともに、必要に応じて行政機関等の相談窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見人制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決補法に関する事項

- ア. 虐待等の苦情相談については、担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- イ. 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報に十分配慮し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ウ. 対応の結果は相談者に報告する。

9. 当指針の閲覧に関する事項

当指針を事業所内に掲示すると共に、事業所のホームページに掲載し、利用者及び家族がいつでも閲覧できるようにする。

10. その他虐待防止の促進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。